

やまがた鉄道沿線活性化プロジェクト推進協議会規約

(設置及び目的)

第1条 山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会規約第13条に基づき、やまがた鉄道沿線活性化プロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、鉄道利用による交流人口の拡大や住民の利用促進等に取り組むことにより、県内鉄道の利用拡大及び各地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県内鉄道の利用拡大及び各地域の活性化に関すること
 - (i) 観光・ワーケーション等による交流人口の拡大
 - (ii) 人と物の往来拡大による地域産業の活性化
 - (iii) 沿線住民の意識醸成・利用拡大
 - (iv) 駅を中心としたまちづくりの推進
- (2) 県内鉄道に係る調査・研究に関すること
- (3) その他、協議会の目的を達成するために必要なこと

(構成)

第3条 協議会は、別記に掲げる者（以下「会員」という。）をもって構成する。

- 2 協議会は、前項の会員以外の者又は団体に、オブザーバーとして参画を求めることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、山形県みらい企画創造部長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会の会務を総理する。
- 3 会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する会員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会員が会議に出席できないときは、会員の所属する組織の中から代理者を出席させることができる。

(ワーキングチーム)

第6条 会長は、第2条各号に掲げる事業を行うため、必要に応じてワーキングチームを設置することができる。

- 2 ワーキングチームの構成及び運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、山形県みらい企画創造部総合交通政策課に置く。

(雑 則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年11月22日から施行する。

別記（第3条第1項関係）

団体名	職名
山形県みらい企画創造部	みらい企画創造部長
	総合交通政策課長
山形県産業労働部	産業創造振興課長
山形県観光文化スポーツ部	観光復活戦略課長
山形県県土整備部	管理課企画主幹
各市町村	鉄道担当課長
山形県商工会議所連合会	
山形県商工会連合会	
山形県中小企業団体中央会	
山形県観光物産協会	
東日本旅客鉄道株式会社東北本部	
東日本旅客鉄道株式会社新潟支社	
東日本旅客鉄道株式会社秋田支社	
東北運輸局	